

農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等認定要領

令和2（2020）年2月20日 経技第1072号

第1 目的

「農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）」第2の別表の1のアに規定する研修機関及び「新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）」別表のIの1に規定する研修機関の認定要件及び認定手続について、「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について（令和2年1月30日付け元経営第2510号農林水産省経営局就農・女性課通知）」に基づき規定するものである。

第2 認定研修機関

県が認める農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の研修機関は、次のとおりとする。

- 1 栃木県農業大学校本科
- 2 栃木県農業大学校就農準備校「とちぎ農業未来塾」就農準備専門研修Ⅱ（実践研修）
- 3 実施要綱で定める全国型教育機関
- 4 栃木県農業関係試験場
- 5 その他農業の生産技術及び経営方法の習得のため、県が研修先として認める研修機関
- 6 県内に就農を希望する者が県外の研修機関で研修を行う場合にあっては、研修地の都道府県が準備型の研修先として認める研修機関

第3 認定の申請

第2の5に規定される研修機関の認定を受けようとする機関（以下「申請機関」という。）は、次の手続によるものとする。

- 1 申請機関は、認定申請書（別紙様式1）を作成し、栃木県農政部長（以下「農政部長」という。）に申請するものとし、研修機関の所在地を所管する農業振興事務所に提出するものとする（正副2部）。
- 2 提出を受けた農業振興事務所は申請内容及び関係書類に不備がないことを確認の上で、農業振興事務所長の意見書（別紙様式2）を附し、経営技術課に提出するものとする（正1部）。

第4 認定

- 1 農政部長は、申請機関が第6で定める認定要件に適合する機関であることを審査するため、第5に規定する認定審査会に付議し、その結果の報告を受けることとする。
- 2 農政部長は、認定審査会での審査結果を基に研修機関としての可否を決定し、申請機関に通知（別紙様式3）するとともに、その写しを当該農業振興事務所に送付するものとする。
- 3 第2の5に該当する研修機関（以下「研修機関」という。）において、研修機関概要及び研修計画概要に変更がある場合は、研修機関認定事項変更申請書（別紙様式4）を作成の上、第3及び第4に準じた手続を行うものとする。

なお、軽微な変更の場合は、研修機関認定事項変更届（別紙様式4）を作成し、第3に準じて提出するものとする（農業振興事務所長の意見不要）。

第5 認定審査会

- 1 認定審査会は次の関係機関の職員を持って構成する。
 - (1) 栃木県農政部経営技術課 担い手育成担当GL
 - (2) 栃木県農政部経営技術課 担い手育成担当 就農支援TL
 - (3) 栃木県農政部経営技術課 技術指導班 農業革新支援専門員
 - (4) 公益財団法人栃木県農業振興公社 事務局長兼総務部長
 - (5) 公益財団法人栃木県農業振興公社 農政対策部長
 - (6) 公益財団法人栃木県農業振興公社 農政対策部 青年農業者対策担当GL
 - (7) 一般社団法人栃木県農業会議 業務部長
- 2 認定審査会には審査委員長を置き、経営技術課担い手育成担当GLを充て、審査時の議長を担う。
- 3 認定審査会は、審査委員長が審査委員を招集し開催するものとする。
- 4 審査委員長は、申請機関の代表者等に審査会への出席を求めることができるものとする。
- 5 事務局は、経営技術課に置くものとする。
- 6 経営技術課は毎年1月に研修機関の研修実施状況等について調査するとともに、研修修了者の就農状況を確認し、研修カリキュラム等の改善が必要と認められる場合には、研修機関の所在地を所管する農業振興事務所を通じて指導するものとする。

なお、第6の認定要件が遵守されていない可能性があるとは判断される場合は、その結果を認定審査会に報告する。
- 7 前項の報告を受けた認定審査会は、当該研修機関について再審査するものとする。

第6 認定の要件

第2の5に規定する研修機関については、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、研修生が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 次代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者のニーズに応えることができる次の研修実施体制等が整備されていること。
 - (1) 定款、規約・設置要領等に研修について明記していること。なお、法人化されていない農業経営体については、(2)及び(3)に記載の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。
 - (2) 研修をマネジメントするア及びイの研修コーディネーターが設置されていること。又は、研修をマネジメントする機能があること。
 - ア 研修コーディネーターは次の要件を満たすこと。
 - (ア) 農業技術や農業政策等に関する知識を有し、研修生に対し就農に関するアドバイスが可能であること。
 - (イ) 研修機関に所属する者であること（県農政部職員除く）。
 - イ 研修コーディネーターの役割
 - (ア) 研修カリキュラムを基に、個々の研修生に応じた年間・月間の研修スケジュールを作成するとともに、講師等との各種調整を行うこと。
 - (イ) 研修計画の進捗を管理するとともに、研修生に助言・指導を行うこと。
 - (3) 研修カリキュラムが整備されていること。
 - (4) 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること。なお、市町・市町農業公社・農協・協議会（以下、市町等という。）が研修機関となり、農業経営体を派遣研修先とする場合はア、農業経営体が研修機関と

なる場合はイを満たすこと。

ア 市町等研修機関が派遣研修先とする農業経営体は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと。なお、法人にあっては、研修生の親族が役員でないこと。
- (イ) 研修生と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を結んでいないこと。
- (ウ) 研修生（研修期間が2週間以上のもの。外国人技能実習生も含む）、従業員（パート、アルバイトを含む）等を受け入れた経験があり、良好な実績を上げていること。
又は、農業振興事務所長が特に優れた受入能力があるものとして適当と認めた者であること。
- (エ) 農業経営基盤強化促進法第12条に基づく認定農業者、又は人・農地プランに位置付けられていること。
- (オ) GAPの取り組みを実践している、又は実践する見込みであり、研修生受入れ時点で食品安全及び労働安全に関する項目について自己点検を実施することが確実であること。
- (カ) 研修生受入れ時点で、研修を実施する作目等について5年を超える従事経験（法人就業期間を含む）又は3年を超える指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有し、新規就農者の育成に必要な優れた栽培技術や経営知識等を有していること。
- (キ) 法人にあっては、研修生に対し十分な指導を行うことのできる「研修責任者」が常時[※]いること（研修責任者は、研修を実施する作目等について5年を超える従事経験（独立自営期間を含む）又は3年を超える農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有する者（役員を含む））。
 - ※) 常時とは、派遣期間において研修責任者が不在になる期間が生じないことであり、研修実施日に研修する内容の指示・指導が随時できるような状態にあること。
- (ク) 前項(カ)及び(キ)の5年を超える従事経験については、農業振興事務所長が特に優れた栽培技術や経営知識を有していると認めた者に限り、3年を超える従事経験と読み替えることができるものとする。
- (ケ) 前項(ク)に基づき、農業振興事務所長が特例として認める者を講師や指導者としている場合には、別紙様式2にその旨を記すこと。
- (コ) 農業経営体の保有する労働力（研修生を除く）のみで経営できる能力を有し、研修生を労働者として扱わないこと。
- (サ) 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。
- (シ) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続等に対する協力が可能であること。
- (ス) 派遣研修先（農業経営体）に同時期に派遣できる研修生は4人以内[※]とする。ただし法人（1戸の農家で設立された法人（以下、一戸一法人という。）を除く）にあっては、同時期に派遣できる研修生は、研修責任者1人につき4人以内[※]とする。
 - ※) 農の雇用事業等による研修生（インターンシップ等の短期間の研修生及び外国人技能実習生は除く）を指導している場合にあっては、当該研修生を含め4人以内とする。
- (セ) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと等、研修生を育成する指導者として適切であること。

イ 農業経営体が研修機関となる場合は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 親族（三親等以内の者をいう）を研修生として受入れないこと。なお、法人にあっては、研修生の親族が役員でないこと。ただし、就職氷河期世代の新規就農促進事業において、研修生が引きこもり等の無業者であり、研修を実施するに当たって特別な支援が必要である理由等を交付主体に申告し、交付主体が新規就農支援緊急対策事業実施要綱別記1の第5の1の（2）のウの（ア）のa、b、c、dに合致すると認めた場合に限り親族の農業経営体での研修を認めるものとする。
 - (イ) 雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を過去に結んだ者を研修生として受入れないこと。
 - (ウ) 研修生（研修期間が2週間以上のもの。外国人技能実習生も含む）、従業員（パート、アルバイトを含む）等を受け入れた経験があり、良好な実績を上げていること。
 - (エ) 認定農業者又は人・農地プランに位置付けられていること。
 - (オ) GAPの取り組みを実践している、又は実践する見込みであり、研修生受入れ時点で食品安全及び労働安全に関する項目について自己点検を実施することが確実であること。
 - (カ) 研修生受入れ時点で、研修を実施する作目等について5年を超える従事経験（法人就業期間を含む）又は3年を超える指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有し、新規就農者の育成に必要な優れた栽培技術や経営知識等を有していること。
 - (キ) 直近の農業所得が、前項（エ）の認定等を受けた市町の農業経営基盤強化促進基本構想での農業所得目標を達成していること。
 - (ク) 法人にあっては、研修生に対し十分な指導を行うことのできる「研修責任者」が常時[※]いること（研修責任者は、研修を実施する作目等について5年を超える従事経験（独立自営期間を含む）又は3年を超える農業指導経験（普及指導員又は農業協同組合営農指導員）を有する者（役員を含む））。
 - ※) 常時とは、派遣期間において研修責任者が不在になる期間が生じないことであり、研修実施日に研修する内容の指示・指導が随時できるような状態にあること。
 - (ケ) 農業経営体の保有する労働力（研修生を除く）のみで経営できる能力を有し、研修生を労働者として扱わないこと。
 - (コ) 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。
 - (サ) 一研修機関が同時期に受け入れることのできる研修生は4人以内[※]とする。ただし法人（一戸一法人を除く）にあっては、研修責任者1人につき4人以内[※]とする。
 - ※) 農の雇用事業等による研修生（インターンシップ等の短期間の研修生及び外国人技能実習生は除く）を指導している場合にあっては、当該研修生を含め4人以内とする。
 - (シ) 研修生を原則他の農業経営体に派遣しないこと。
- 3 研修期間はおおむね1年以上、かつおおむね1, 200時間以上であること。ただし、研修時間は、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること。
- 4 研修内容が就農に必要な技術や知識を習得させる以下の内容が総合的かつ体系的に設定されていること。
- (1) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

- (2) 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
 - (3) 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- 5 研修終了後の研修生に対し、就農支援ができること。
 - 6 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。
 - 7 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。
 - 8 農業人材力強化総合支援事業実施要綱及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続等に対する協力が可能であること。
 - 9 第5の6の研修機関の研修実施状況等調査に協力すること。
 - 10 その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと等、研修生を育成する研修機関として適切であること。

第7 研修受入報告

- 1 第2の5に規定する研修機関は、研修生を受入れた場合、研修受入報告書（別紙様式5）を作成し、研修機関の所在地を所管する農業振興事務所に提出するものとする（正副2部）。
- 2 農業振興事務所長は、記載内容を確認の上、経営技術課に提出するものとする（正1部）。
- 3 研修受入れ内容に変更が生じた場合は、研修受入変更届（別紙様式6）を作成し、前項1に準じた手続を行うものとする。当該変更届の提出を受けた農業振興事務所長は、前項2に準じた手続を行うものとする。

第8 認定の解除

- 1 研修機関が次の事由に該当し、認定審査会において研修機関として不適合と判断された場合、農政部長は認定を解除することができる。
なお、当該機関の所在地を所管する農業振興事務所及び経営技術課は、研修生に不利益が生じないように努めるものとする。
 - (1) 第6の認定要件に該当しなくなったとき
 - (2) 研修機関が、農政部長に辞退届（別紙様式7）を提出したとき
- 2 前項(2)の辞退届は、第3の手続に準じて提出するものとする（農業振興事務所長の意見書不要）。
- 3 農政部長は、認定を解除したときは、第4の2に準じて通知するものとする。

第9 関係機関における情報の共有

農政部長は、農業次世代人材投資事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る事務の円滑な実施を図るため、必要に応じ、提出された申請等を整理し、関係機関に情報提供するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、栃木県農政部長が別に定める。

付 則（令和2(2020)年2月20日付け経技第1072号）

この要項は、令和2(2020)年2月20日から適用する。